

記嘆職事項ニ別記(三)ノ如キ事項ヲ追加シタル要求書ヲ會社ニ提出セリ

七. 経過

(1) 勞働者側

A 八日別記(三)ノ如キ十日別記(四)ノ如キビラヲ附近工場ニ撒布ス

B 十一日別記(五)ノ如キニエースヲ作威鎮布ス

C 罷業中ノ職工ハ連日定時ニ出勤シテ工場内ニ立籠リ対策ヲ講シツ、アリ

(2) 事業主側

内部ニテ対策ヲ講シツ、マル又特異ノ行動ナシ

(3) 交渉状況

十日午後四時工場事務所
職工側小出四郎外六名

事業主側吉田支那人代理津守工場長
ト會見

要求事項ノ遂行ニ付交渉シタルモ何等纏ル處ナク再會ヲ約シテ會見ヲ打切りタリ

B 十一日午後四時前会所ニテ

職工側代表小出四郎外四名

事業主側吉田・津守外三名

ト會見

事業主側ハ會社ノ窮状ヲ詳説シ職工側ニ諒解ヲ求メタルモ職工等ハ之ニ取合ス午後五時會見ヲ打切りタリ

右及申(通)報候也